

請願 第22号

受付 平成29年11月22日

付託 平成29年12月 1日

国民健康保険税の引き下げ及び制度改善を求める請願

紹介議員 加増 充子

・請願趣旨及び理由

国民健康保険制度は、共済含む社会保険以外の、自営業を営む方の医療保険として昭和36年に全国で制度確立したことから、世界に誇る「国民皆保険」を実現するものとなりました。国民健康保険法の中にも、社会保障制度の一環であることが明記されています。また、法には国保税(料)の減免規定や自己負担額の減免規定があり、社会保障として、憲法25条生存権の具体化として、医療を受けることを人権として保障するための仕組みが整えられた制度です。

国民の経済格差の拡大は深刻さを増しており、取手市においても例外ではありません。平成28年5月末の滞納者数は2,724世帯であり、平成28年3月末で医療機関の窓口で10割負担となる資格証明書が発行された世帯は261世帯、6か月等の短期保険証は1,046世帯となっています。

リストラや倒産によって職を失い、国保に加入したものの、前年所得が反映され多額の国保税を納付できずに滞納となる方、資格証明書を持参する方が、体調悪化に耐えきれず市内の無料低額診療を行う医療機関を受診されています。通常の医療機関を受診する方は、殆どいません。

滞納しているから、案内を郵送しても窓口に来ないからと、事務的に資格証明書を発行するのは、憲法25条及び国民健康保険法の趣旨からも、重大な人権侵害と考えます。

地方経済は停滞からの脱却がなかなか進まず、商工業など自営業の方の営業・事業の不振が続いている業者も多く、国保税が納付できない、何とか納付しているものの、具合が悪くなっても自己負担が支払えないために受診を控えるという方がいます。国保税や一部負担の減免が活用されるべきです。

取手市の国保会計はこの間の国保税引き上げに伴い、黒字となっています。一方で病気やケガで受診したくても控えざるを得ない加入者がいる制度であり、これを本来のセーフティーネットとして機能させるのは自治体の責務と考えます。よって、以下の事項について強く求め、請願させて頂くものです。

・請願事項

1. 資格証明書、短期保険証の発行を取りやめること。
2. 国保税の引き下げを行うこと。また、国保税の均等割・平等割の比重を下げ、所得割の比重を上げる等、応能負担強化への見直しを行うこと。
3. 国保法第44条の一部負担減免、第77条の国保税の減免について、活用を促進すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成29年11月22日

請願者代表

住所 取手市櫛木 463-13

氏名 取手地域社会保障推進協議会

渡辺 昭七 ほか1,020人

取手市議会議長 佐藤 清 殿